

一般社団法人京田辺市文化協会支部規約

(設置)

第1条 京田辺市での各種団体、各区・自治会及び個人の文化活動について支援し、京田辺市の文化の振興を図ると共に、その向上と発展に寄与するため。
市内各地域で構成する支部の組織強化と当該支部相互の連携強化を図るため、一般社団法人京田辺市文化協会に地域文化推進団体としてブロックを置く。

(支部)

第2条 京田辺市内の大住、田辺、草内、三山木、普賢寺の各ブロックにおける区・自治会により各支部(以下「支部」という。)を組織する。

(事業)

第3条 支部は一般社団法人京田辺市文化協会定款第3条及び第4条に則り事業を行う。

(役員)

第4条 第2条に規定する支部は、支部長1名を置く。

- 2 前項の支部長は、各支部が選出し、正会員として本協会に所属するものとする。
- 3 支部は、活動報告・活動計画・役員名簿を本協会に年度毎に報告するものとする。
- 4 支部は、実世帯数に応じて別に定める会費を本協会に年度毎に支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規約は、定款に定める総会において過半数の賛同を得て改廃できる。

附則

1. この支部規約は、令和5年(2023)4月1日から施行する。
2. 一部改正(令和7年5月31日)